

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）用途地域の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

令和5年9月19日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

京都市西京区大枝西新林町二丁目、大枝西新林町四丁目、大枝東新林町三丁目、大枝北福西町三丁目、大枝北福西町四丁目、大枝南福西町一丁目、大原野西境谷町二丁目、大原野東竹の里町二丁目及び大原野東竹の里町四丁目の各全部

京都市伏見区北寝小屋町、南寝小屋町、竹田松林町、竹田泓ノ川町、竹田鳥羽殿町、中島外山町、中島北ノ口町、下鳥羽渡瀬町、下鳥羽葭田町、下鳥羽平塚町、下鳥羽南六反長町、下鳥羽上三栖町、下鳥羽澱女町、下鳥羽浄春ヶ前町、下鳥羽小柳町、下鳥羽北ノ口町、下鳥羽東芹川町、下鳥羽西芹川町及び横大路三栖山城屋敷町の各全部

京都市西京区大枝塚原町、大枝中山町、大枝東長町、大枝西新林町一丁目、大枝西新林町三丁目、大枝西新林町五丁目、大枝西新林町六丁目、大枝東新林町一丁目、大枝東新林町二丁目、大枝北福西町一丁目、大枝北福西町二丁目、大枝南福西町二丁目、大原野西境谷町一丁目、大原野西境谷町三丁目、大原野西境谷町四丁目、大原野東境谷町一丁目、大原野東境谷町二丁目、大原野東境谷町三丁目、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁目、大原野東竹の里町三丁目及び大原野上里北ノ町の各一部

京都市伏見区島津町、北端町、毛利町、治部町、竹田青池町、竹田中内畑町、竹田西内畑町、竹田西段川原町、竹田浄菩提院町、竹田田中宮町、竹田真幡木町、竹田藁屋町、中島樋ノ上町、中島宮ノ前町、中島前山町、中島堀端町、中島中道町、下鳥羽城ノ越町、下鳥羽長田町、下鳥羽東柳長町、下鳥羽南柳長町、下鳥羽六反長町、下鳥羽広長町、下

鳥羽但馬町及び横大路三栖泥町跡町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

令和5年9月19日から10月3日まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に
関する法律に規定する休日は除く。）

4 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで（ただし、正午から午後1時までを除く。）

5 意見書の提出

(1) 提出方法

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は、住所、氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日までに、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送、ファックス若しくは電子メールによって提出してください。ただし、郵送による場合は、縦覧期間満了の日までの消印のあるものは有効です。

(2) 提出先

ア 持参又は郵送

〒604-8571

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

イ ファックス

075-222-3472

ウ 電子メール

tokeika@city.kyoto.lg.jp

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 075-222-3505

(都市計画局都市企画部都市計画課)